

一般社団法人香川県トラック協会
会長 楠木 寿嗣 様

香川県知事 浜田 恵造

「感染拡大防止集中対策期」の延長について

日頃より、本県の交通行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本県では、今週 19 日以降、新規感染者数がおよそ 20 人レベルに急に上がり、直近 1 週間とその前の週 1 週間の累積新規感染者数の比は 1 を超え、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率については 3 割前後で、国の示すステージⅢの指標を上回る状態が続いている状況にあります。

このまま、人の動きが活発化するゴールデンウィークの時期に、集中的な対策を講じなければ、短期間で感染者数が倍、倍と増えていくといったまん延の事態を引きおこし、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれがあります。

こうした状況を踏まえて総合的に判断した結果、現在の「感染拡大防止集中対策期」を 5 月 15 日（土）まで 3 週間延長し、対策期間における『まん延警戒警報』を発令するとともに、人の移動が活発化するゴールデンウィークには、全国知事会が提唱している～移動を控えて、みんなで大切な「いのち」と「ふるさと」を守ろう～との考えのもと、感染拡大防止の集中対策を講じることといたしました。

具体的には、飲食店の皆さまに対して営業時間短縮の協力を再要請するほか、感染拡大防止に向けて、県民の皆さま、事業者の皆さまに、広く呼びかけを実施するとともに、イベント等の開催や大規模商業施設等に対する密集回避、感染防止対策の徹底の協力要請を行うなど、感染防止対策の一層の徹底を図ることとしております。

ゴールデンウィークを迎えるこの時期の行動が、今後の感染拡大の引き金とならないよう、十分な感染防止対策をとったうえで、くれぐれも慎重に行動していただき、感染リスクの高い行動は避けるよう、慎重に検討をお願いします。

つきましては、貴職におかれまして、『知事から「感染拡大防止集中対策期」の延長に当たってのお願い』（資料 1）及び「感染拡大防止集中対策期における対策（4 月 4 日以降）について」（資料 2 及び別紙）の貴社（団体）の職員の皆様及び関係先への周知及び感染防止対策の徹底につきまして、御協力をお願いします。

知事から「感染拡大防止集中対策期」における県民の皆さまへのお願い
～「まん延警戒警報」の発令とゴールデンウィークにおける集中対策について～

本県では、3月24日から毎日連続で新規感染者の発生が続いており、4月に入ってから、直近1週間の累積新規感染者数が100人を超え、直近1週間とその前の週1週間との比較では17倍を超えるなど、感染拡大リスクが急激に高まる「感染急増段階」というべき状況となったことから、4月4日から24日までを「感染拡大防止集中対策期」に位置付けて取組みを進めてまいりました。

その際、県民の皆さまお一人お一人が感染防止対策を徹底していただくことで、何とか感染を抑制していくことを基本としながら、変異株の拡がりにも対応し、高齢者へのワクチン接種を円滑に進めていくため、年度初めで感染リスクが高まる場面が生じやすい飲食店に対して、対策期間中の4月7日から20日までの2週間、営業時間の短縮の協力要請を行ったところ、多くの飲食事業者の皆さま、県民の皆さまに、ご協力をいただきました。改めて、心から感謝申し上げます。

一方、先週時点では、「感染拡大防止集中対策期」前に比べて感染拡大が一定程度抑えられ、直線的に増加する傾向のいわゆる「感染急増段階」からは脱してきておりましたものの、新規感染者数は、およそ10人前後のレベルで推移するなど、なお予断を許さない状況にあったことから、今後の感染状況を十分に見極めながら、「感染拡大防止集中対策期」の継続の可否とともに、飲食店に対する営業時間短縮の協力の再要請について検討することとしていたところです。

現在、国内では、「まん延防止等重点措置」が10都府県に適用され、そのうち、4都府県から特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の要請がなされています。さらに、愛媛県でも「まん延防止等重点措置」の適用の要請がなされるなど、首都圏や関西圏、近県で新規感染者数が増加の一途をたどっている状況にあり、県境をまたぐ移動そのものを控えていただく事態となっています。

また、本県における直近の感染状況は、感染・伝播性が高いと見られる変異株が占める割合が急激に高まり、20代から40代と比較的若い年代から高齢者への感染につながるおそれが生じているほか、今週19日以降、新規感染者数がおよそ20人レベルに急に上がり、直近1週間とその前の週1週間の累積新規感染者数の比は1を超え、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率については3割前後で、国の示すステージⅢの指標を上回る状態が続いている状況にあります。

このまま、人の動きが活発化するゴールデンウィークの時期に、集中的な対策を講じなければ、短期間で感染者数が倍、倍と増えていくといったまん延の事態を引きおこし、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれがあります。

こうした状況を踏まえて総合的に判断した結果、現在の「感染拡大防止集中対策期」を5月15日（土）まで3週間延長し、対策期間における『まん延警戒警報』を発令します。そして、人の移動が活発化するゴールデンウィークには、全国知事会が提唱している～移動を控えて、みんなで大切な「いのち」と「ふるさと」を守ろう～との考えのもと、感染拡大防止の集中対策を講じることとします。

具体的には、4月28日（水）から5月11日（火）までの14日間、飲食店に対して、まことに申し訳ありませんが、営業時間を午前5時から午後9時まで（酒類提供は午後8時まで）に短縮していただくよう、協力の再要請をし、要請の全期間通じてご協力いただいた飲食店には、国からの取扱い通知に基づき、事業規模に応じた協力金を支給いたします。

このほか、感染拡大防止に向けて、県民の皆さま、事業者の皆さまに、広く呼びかけを実施するとともに、観光地・集客施設周辺の飲食店に対する感染防止対策徹底の呼びかけや、イベント等の開催や大規模商業施設等に対する密集回避、感染防止策の徹底の協力要請を行うほか、栗林公園やさぬきこどもの国など、県内外から多くの集客が見込まれる県有施設についても、職員による巡回や園内放送による呼びかけなど、感染防止対策の一層の徹底を図ることとしております。

なお、明日から、営業時間の短縮を再要請する4月28日までの間も、十分な感染防止対策をとったうえで、くれぐれも慎重に行動していただき、感染防止対策がとられていない会食への参加は勇気をもって断るなど、感染リスクの高い行動は避けるよう、慎重に検討をお願いします。

この時期の行動が、今後の感染拡大の引き金とならないよう、ゴールデンウィークを迎えるに当たって、注意いただきたい事項について、次のとおり、私から県民の皆さまへのお願いとしてまとめましたので、改めて、お一人お一人が、感染拡大防止対策の徹底を一層意識していただきますようお願いいたします。

<ゴールデンウィークを迎えるに当たってのお願い>

- ・ 行動にあたっては、十分な感染防止対策をとったうえで、くれぐれも慎重に。
- ・ 帰省・旅行、不特定多数が集まるイベントや集客施設等への参加は、慎重な検討を。
- ・ 感染が拡大している地域との往来は、延期、自粛、オンライン帰省の活用を。
- ・ 会食をはじめ感染リスクの高い行動は、慎重に検討を。
- ・ 会食する場合は、できるだけ、家族か、4人までで、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ」工夫を。

こうした感染防止対策を講じていただくことを前提として、今後の対策として、国からも強く要請されている「飲食店に対する感染防止対策の認証制度」を創設し、「大人数・長時間の飲食」、「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすい飲食店における感染防止対策の徹底を図り、感染症に強い地域社会経済をつくっていきたいと考えております。

私としましては、新型コロナウイルスの感染拡大を何としても抑制し、一日も早い社会経済の回復に向けて、全力で取り組んでまいりますので、県民の皆さま、事業者の皆さまには、引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありませんので、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようお願いいたします。

令和3年4月23日

香川県知事 浜田 恵造

感染拡大防止集中対策期における対策（4月4日以降）について

令和3年4月 3日
 令和3年4月19日改正
 令和3年4月23日改正

○対策期間：4月4日（日）～5月15日（土）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

（1）外出について

- 県内における不要不急の外出については、慎重に検討するよう協力要請
 - 他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討するよう協力要請
 また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあっては、特に慎重に検討するよう協力要請
 - 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
 - 国の「まん延防止等重点措置」期間中の対象区域への不要不急の往来自粛を協力要請
 - 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
 - 別添1**：気をつけていただきたいこと
 - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
 - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
 - 別添2**：業種別ガイドライン
 - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
 - 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」（注）を積極的に利用することを協力要請
 - 別添3**（省略）：かがわコロナお知らせシステム
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

（2）新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
- 別添4**：「人の接触を8割減らす10のポイント」
 （令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 別添5**：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
 （令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
- 別添6**：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

- 飲食店への営業時間の短縮を協力要請（令和3年4月7日～4月20日、4月28日～5月11日）
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請
- 別添2**：業種別ガイドライン

別添7：今後における適切な感染防止対策

別添8：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

- 適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」(注)を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添3 (再掲)：かがわコロナお知らせシステム

別添9：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

- 在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請
- 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請
- 時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請
- 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請
 - ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
 - ・症状がなくても患者や利用者や接客する際にはマスクを着用すること
 - ・手洗い・手指消毒を徹底すること
 - ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
 - ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
 - ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること
- 介護施設等の設置者に対し、県及び高松市が当該施設従事者を対象に緊急に実施する一斉検査の受検に協力することを協力要請
- 高齢者のいる障害者施設等の設置者に対し、当該施設従事者を対象に実施する一斉検査の受検に協力することを協力要請

3. 催物(イベント等)の開催(法第24条第9項)

- 催物(イベント等)の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請
協力要請にに応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添10：催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添11：催物(イベント等)の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

- 適切な感染防止対策を講じた上で開館。ただし、多くの集客が見込まれる県有施設等については感染防止対策の一層の徹底を図る。

5. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 無症状や軽症の新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設を充実する。

6. ゴールデンウィーク(令和3年4月29日～5月5日)における集中対策 (別紙「ゴールデンウィークにおける集中対策」のとおり)

(注) LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」は現在、一時利用を停止しています。

まん延警戒警報

- ▶ 感染防止対策をとり、慎重に行動を！
感染拡大地域との移動はお控えを！
- ▶ 会食は少人数・短時間で！
「三密」の徹底的な回避を！

別紙

ゴールデンウィークにおける集中対策について

～GWは移動を控えて、みんなで大切な「いのち」と「ふるさと」を守りましょう～

令和3年4月23日

○対象期間：4月29日（木）～5月5日（水）

1. 県民への協力要請（法第24条第9項）

- ・行動にあたっては、十分な感染防止対策をとったうえで、くれぐれも慎重に行動するよう協力要請
- ・帰省・旅行、不特定多数が集まるイベントや集客施設等への参加について慎重に検討すること、また、感染が拡大している地域との往来は延期、自粛、オンライン帰省を活用することなどについて協力要請
※県ホームページ等を活用した呼びかけなどを実施

2. 事業者への協力要請（法第24条第9項）

- ・飲食店に対して、営業時間の短縮の協力を再要請（令和3年4月28日～5月11日）
※時短実施状況の把握などを行うための巡回を実施
- ・観光地、集客施設周辺の飲食店に対し、感染防止対策の徹底を呼びかける見回りを実施
- ・県外から多くの観光客が見込まれる県内うどん店（約200店舗）に対し、外食業の事業継続のためのガイドラインチェックシートによる感染防止対策の再点検、及び来店者向け注意喚起の掲示について協力要請
- ・県内事業者に対して（関係団体等を通じ）、感染防止対策の徹底について協力要請
※従業員の多い県内企業、国の出先機関の長に対して個別要請
※観光施設、大規模商業施設等に対して個別要請
- ・イベント・集客施設・伝統行事の実施について、慎重な判断を求めるとともに、実施する場合は、参加人数の制限の遵守や入場整理（規制入退場、動線管理、雑踏警備等）の強化などによる密集回避・感染防止策を徹底するよう協力要請
※県主催イベントや大規模な民間主催イベントに対して個別要請
- ・大規模小売店、商業施設等におけるゴールデンウィークの催物・バーゲンセール等について、人数制限など、感染防止策を徹底するよう協力要請

3. 特に県内外から多くの集客が見込まれる県有2施設の対応

・栗林公園

- 入園時：サーマルカメラによる検温、手指消毒、マスク着用の確認・配付
- 入園後：園内飲食店以外での飲食制限、和船運航時の定員制限、一方通行の鑑賞ルートの設定、園内での巡回・声かけ など

・さぬきこどもの国

- 児童館：スペースシアターを除き全面休館
- 屋外施設：YS-11型飛行機の機内公開、琴電車両の車内公開、変わり種自転車等貸し出すサイクルセンターをそれぞれ休止、
- その他：オンラインイベントを除くイベント、空港からの無料連絡バス、団体利用の受付をそれぞれ休止

新型コロナウイルス うつらない、うつさない

気をつけていただきたいこと

飛沫をとばさない

会食時にも、食べるときだけマスクを外し、会話の時はマスクをするなどの工夫が有効です。

マスクの着用を！ 大声で会話しない！

接触感染にも注意を

ウイルスがついた場所に触れた手で、口や鼻などを触ると感染リスクが高まります。

手洗い・消毒を こまめに！

マイクro飛沫が浮遊

換気が悪い環境では、小さくなった飛沫が長時間空気を漂います。

適切な換気を！

大人数や長時間の飲食時などには忘れがちになります。
ご協力をお願いします。